

## 令和2年 第7回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 令和2年3月23日（月）  
開会 午後1時30分 閉会 午後3時00分
- 2 場 所 大宮庁舎 4階 第2・第3会議室
- 3 出席委員名 吉岡喜代和 野木三司 久下多賀子 田村浩章 安達京子
- 4 説明者 教育次長 横島勝則 教育理事 上田隆嗣 総括指導主事 小石原 敦  
教育総務課長 岡野 勲 学校教育課長 松本晃治  
子ども未来課長 服部智昭 生涯学習課長 引野雅文  
文化財保護課長 新谷勝行
- 5 書 記 教育総務課主幹 溝口容子

### 6 議 事

- (1) 議案第21号 令和2年度京丹後市教育委員会事務局職員の人事異動について
- (2) 議案第22号 京丹後市スポーツ推進委員の委嘱について
- (3) 議案第23号 京丹後市社会教育委員の委嘱について
- (4) 議案第24号 京丹後市子どもの読書活動推進計画第三次推進計画の策定について
- (5) 議案第25号 京丹後市学校運営協議会規則の制定について
- (6) 議案第26号 京丹後市一時預かり事業実施要綱の一部改正について

#### 【追加議案 議案第27号】

- (7) 議案第27号 京丹後市臨時休園等に伴う保育料等の特例に関する規則の制定について

### 7 そ の 他

- 8 会 議 録 別添のとおり（全23頁）

### 9 会議録署名

別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

令和2年5月8日

教 育 長 吉岡 喜代和

署 名 委 員 安達 京子

〔招集者〕 京丹後市教育委員会教育長 吉岡喜代和

〔被招集者〕 野木三司 久下多賀子 田村浩章 安達京子

〔説明者〕 教育次長 横島勝則 教育理事 上田隆嗣 総括指導主事 小石原 敦

教育総務課長 岡野 勲 学校教育課長 松本晃治

子ども未来課長 服部智昭 生涯学習課課長 引野雅文

文化財保護課長 新谷勝行

〔書記〕 教育総務課主幹 溝口容子

#### 〈吉岡教育長〉

皆さんこんにちは。

ただいまから「令和2年 第7回京丹後市教育委員会臨時会」を開会いたします。

今月は何度も臨時会をお世話になっています。

新型コロナウイルスの関係で、学校は休業期間中ですが、今日は小学校の卒業式がありました。午前中に対策本部がありましたが、まだまだ先が見通せない状況であり、子どもたちが外で思いきり遊んでほしいと思う一方で、外出の自粛をしなければいけないことがいつまで続くのか、早く終息することを願っているところです。

明日は登校日として、修了式と進級式を行うこととしていますが、休業に続いて春休みとなります。今年度のまとめ、春休み期間中の生活面や、新学期に向けての指導など、今までとは違う意味で大事な登校日ではないかと思っています。

また、3月25日から一斉休業を解除し、春休みについては、一定の感染予防対策をしたうえで、中学校では部活を再開させることとしていますし、新学期は学校を通常どおり運営したいというふうに考えています。

本日は、「令和2年度京丹後市教育委員会事務局職員の人事異動について」をはじめ、6議案と、追加の1議案の審議を予定しています。どうぞよろしくお願ひいたし

ます。

〈吉岡教育長〉

本日の会議録署名委員の指名をいたします。

安達委員を指名しますのでお願いいたします。

それでは、お手元の会議次第にそって議事を進めさせていただきます。

〈吉岡教育長〉

初めに、会議の非公開についてお諮りします。

議案第21号から議案第23号までの議案は京丹後市教育委員会会議規則第16条第1項第1号の規定により、非公開としてよろしいでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈吉岡教育長〉

異議なしということで全員の賛同を得ましたので、議案第21号から議案第23号までの議案については非公開といたします。

(非公開部分省略 議案第21号から議案第23号について同意)

〈吉岡教育長〉

これより会議を公開とします。

〈吉岡教育長〉

次に、議案第24号「京丹後市子どもの読書活動推進計画第三次推進計画の策定に

ついて」を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

<引野理事兼生涯学習課長>

議案第24号「京丹後市子どもの読書活動推進計画第三次推進計画の策定について」を説明させていただきます。

新旧対照表をご覧ください。左側が現行の計画、右側が第三次の改正案となっております。

2ページのはじめにのところをご覧くださいと思います。

経過や趣旨についてまとめています。3段落目ですが、国においては平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を施行されていまして、その後、平成30年4月に第四次となる「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定されました。

京都府では、国等の諸情勢の変化を踏まえて、平成27年に第三次の計画を策定しましたし、本市では、2ページの一番下ですが、平成26年6月に第二次（第一次は平成20年3月に策定）の計画を策定し、この間取組みを進めてきましたが、計画期間が終了することに伴い、第二次推進計画期間中の成果と課題を検証し、第三次の計画を策定するというものです。

基本的な内容としましては、5年間の点検評価を踏まえたうえでの時点修正とし、情報化が進む社会環境の変化の中にあっても、読書をすることや本に親しむことの重要性を踏まえながら、家庭、学校、地域、そして市立図書館それぞれの役割を果たし、相互に連携しながら、子どもの読書活動のために、様々な目標数値を設けながら取組みを推進することとしています。

次に5ページをご覧ください。

新たに序章を設け、子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化をまとめています。1で学校図書館法の一部改正、2で学習指導要領の改訂、3で情報通信手段の普及・多様化、といったところがこの間の特徴的なこととして整理をしました。

次に8ページをご覧ください。

第1章としまして、第二次推進計画期間における成果と課題をまとめています。

まず、家庭における読書活動では、成果としましては、2つめのポツで4ヶ月健診時におけるブックスタートの取組みの実施などをあげています。課題としましては、2つめのポツの後半ですが、家庭での読書の環境づくり、習慣づくりをさらに進めていく必要があると思っています。

2番目の学校における子どもの読書活動で、成果としましては、学校図書館の蔵書

の充実を図ってきたということで、図－1のほうでその状況をまとめています。

10ページの図－2で、児童・生徒の1日あたりの読書時間を表しています。上段が、市内小学校6年生、下段が中学3年生ということで、それぞれ時間ごとに、一番左が2時間以上で、5年間の推移、一番右は全くしない子どもの割合です。ちょっとこの表は見にくいのですが、概ね横這いかなという状況です。

11ページにいきまして、市立図書館からの団体貸出を活用し、学校等での読書活動の推進を図ったということで、図－3では市立図書館からの団体貸出の状況を表しています。薄い色の棒が計画で、濃い色の棒が実施状況ということですので、計画に対して実績としては横這いで伸びていないということがわかります。11ページの下から2つめのところですが、朝読書ということで、全小中学校、全学級で日常的に読書の取組みを実施していただいたということです。

12ページ、(2)で今度は保育所・こども園の状況ですが、1つ目のポツであるように、団体貸出による、絵本などの有効活用を進めていただきました。課題としましては、これは学校、保育所、こども園含めてですが、学校図書館の利用、図書の貸出をさらに増やす工夫が望まれるということと、市立図書館からの団体貸出が伸びていないということで、積極的に活用するといったことがあります。

13ページの中段で、3番として、地域社会における読書活動についての成果につきましては、市立図書館のほうで児童書の整備に努めてきたということで、14ページの図－4で市立図書館の児童書の収集・整備状況ということで、概ね計画以上の収集整備がされてきたということですし、15ページの図－5では、市立図書館での子どもの貸出冊数です。これは前の計画ではなかったデータなのですが、一番左が6歳以下、中ほどの一番帯の幅が広いのが小学生、次が中学生、高校生で、この5年間で小学生が約3分の2減っているということと、中学生は約半分に減っており、残念ながら市立図書館の貸出に限っては減っているという状況が見て取れます。

16ページです。一番下の課題というところです。子どもとともに、保護者が読書や図書館へ関心を持つよう、行事の工夫及び啓発、普及活動を強化する必要があるということと、その下、常に魅力ある図書館づくりに努め、子どもも大人も、誰もが気軽に利用したくなる環境を整備するとともに、減少傾向にある利用者の増加を図る必要があるということで、子どもの利用は減っているのですが、大人を含めた図書館全体の利用も少し減少傾向にありますので、そのあたりを課題にしています。

17ページの4番、効果的な読書活動の推進といったところの、成果としましては、一番下のポツですが、府北部7市町で図書館の相互利用が可能となったといったこと

があげられます。

19ページからが第2章で、基本的な方針ということになっています。ここについては前回の計画と特に変わっていません。今回の計画の期間は、令和2年度からおおむね5か年の計画と位置づけています。

20ページです。第3章で、具体的な推進方策になっています。

1番目が家庭ということ、中身的には大きくは変わっていませんが、21ページから、具体的な取組みを表にまとめまして、重要な取組みについては太字にしたことと、右側に取組主体という欄を設け、主体的に取り組む団体を二重丸、協力・参加を一重丸にして、どこが主体的にこの取組みを進めていくのかということが明確になるような工夫をしました。家庭の読書については、①乳幼児期からの読み聞かせなど、本がいつでも身近にある環境づくりの推進、②市立図書館、PTA及び地域公民館の連携を密にして、親子で楽しむ環境づくりの啓発といったところを、重点的な取組みと位置づけています。一番下の⑥は下線が引いてありますが、新たに追加した取組みということですが、

22ページが学校等における読書活動の具体的な取組みとなります。表の中の①読書旬間の取組みと、授業以外の時間も活用して読書量を増やす取組みを継続していただくといったことなどを重点的な取組みにしています。内容的には第二次とそんなに変わっていないということですし、23ページの下からが学校図書館の役割ということで、24ページから具体的な取組みが表の中にまとめてあります。

この中で、④学校図書館の利用の増加に努めるということで、25ページの図-6は蔵書の整備計画ということですし、26ページに学校図書館の貸出計画をどれぐらい増やしていくかということで、これは小中学校の合計で、現状5万6,000冊を5年後には6万400冊にという目標を掲げています。

30ページからが、地域社会における読書活動の推進ということで、これは市立図書館の具体的な取組みになります。

31ページに具体的な取組みがまとめられていて、③で、先ほども少し説明しました、保育所・こども園・学校などへの団体貸出の利用の促進ですとか、④図書館行事の内容や規模を工夫し、保護者や子どもの読書への関心の高揚と読書の啓発・普及に努めるといったことなどを重点の取組みとしています。

32ページの図-8は、児童書の収集・整備計画ですし、33ページの図-9は市立図書館での子どもの図書の貸出計画。これは前回の計画ではなかった目標になるのですが、この5年間では特に小学生・中学生が大きく減っていたということで、これは0

歳から18歳までの合計での目標になるのですが、僅かずつでも増やしていきたいという目標を立てています。図-10は団体貸出、主に保育所、こども園、小中学校への団体貸出になりますが、これも少しずつでも増やしていきたいということです。

全ての具体的な取組みの説明は省かせていただきますが、以上が主な内容となっています。

あと、別でカラーの冊子を配布させていただいています。このA4縦の26ページもののほうが、第三次の計画の案ということで、完成版はこのような形になるということで、先ほど説明させていただいたグラフなどもわかりやすくカラーで印刷したいと思いますし、もう1つ、A3の二つ折りのほうが概要版ということで、主な点のみ抜き出して簡潔にまとめたものです。こういったものを活用して啓発に努めていきたいと思っています。

なお、今回の計画案につきましては、図書館協議会と社会教育委員会議で協議や検討を重ねていただきまして、先月2月から今月にかけて市民の意見募集、パブリックコメントを実施し、本日の提案に至っているということです。

以上、「京丹後市子どもの読書推進計画第三次推進計画の策定について」の説明とさせていただきます。

よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

<吉岡教育長>

議案第24号を説明させていただきました。

御質問等がございましたらお願いします。

<吉岡教育長>

パブコメの結果はどうか。

<引野理事兼生涯学習課長>

パブコメの結果につきましては、1件、御意見をいただきました。意見の内容としましては、丹後町で今移転の計画を進めています図書室について、「丹後庁舎への移転がよいのかもしれませんが、子どもが自分で通える場所や、友だちと一緒に行きやすい



場所等を考えると、公民館のほうがよいのではないのでしょうか。」という意見でした。

それに対する考え方としましては、この場でも説明させていただいたと思いますが、地域公民館に残す案や、丹後庁舎に移転する案ということで、様々な比較や検討を慎重に実施しましたが、スペースの確保の問題ですとか、丹後町全域からの利便性などを考慮した結果、最終的には丹後庁舎の3階に移転するという結論に至ったということで、御意見を踏まえた計画の変更はしないというふうに考えています。以上です。

#### <安達委員>

大変具体的でわかりやすい計画書になっていると思います。特にカラー刷りのほうは見やすくとてもよかったですと思いました。

今子どもたちは、ゲームとかスマホとかSNSに大半の時間を費やしているように思います。そんな中で、やはり読書というのは、頭で想像して、ドキドキワクワクしながら読み進めていく楽しさというのがあるのですが、なかなかゲームのようにぱっと見てすぐに興奮するというようなことはないのですが、今の子どもたちだからこそ読書ってすごく大事なのだと最近つくづく思いますので、この計画書にそって進んでいって、子どもたちが読書好きになるように進めていってほしいなということをすごく思いましたので、頑張ってください。お願いします。希望です。

#### <引野理事兼生涯学習課長>

ありがとうございます。

#### <田村委員>

いろいろ多岐にわたってデータの多い資料ですけれども、ちょっと教えてください。

団体貸出の数が思うように伸びていないというところですが、この団体貸出の仕組み、数を増やすためにはどこに働きかけたらよいのかというところを、もう少し詳しく教えていただけないでしょうか。

#### <引野理事兼生涯学習課長>

団体貸出とは、主に保育所・こども園・小中学校への貸出ということで、学校図書館にも図書は整備されているのですが、図書館のほうから子ども向けの本などを、一度に学校に貸し出せる団体貸出の冊数は確か上限40冊だったかなというふうに思います。それをほとんどの学校に利用はしてもらっていますが、もっと各学級で、身近に本がある環境をとということで、例えば上限を40冊から増やして、もっと学校に借りていただくようにするとか、あとは、学校や保育所・こども園への、図書館側からの啓発を、これまでから利用はしてもらっていますがもっと借りられますよ、利用してくださいというような呼び掛けに、力を入れていきたいということで、そういったことで読書活動の推進につながればと思っています。

<田村委員>

それは学校の職員さんから、40冊貸してくれとか、次は何冊貸してくれというふうに依頼があるということですか。

<引野理事兼生涯学習課長>

また年度初めに図書館のほうから各学校に照会させてもらうのですが、基本的には学校からの希望を出していただいて、それに図書館が応じていくということになります。

<安達委員>

今聞いて感じたのですが、借りるときは学校や園の職員が借りにいくので、少ない数だったら持ち運びが楽なのですが、たくさん借りようと思ったら大変重いのです。自分で借りに行って自分で返しにいかなくてはならなくて、あれが何とかならもっと借りられるのになと思ったことがあります。配達をしてもらおうと手が足りないし、何かよい案を考えてほしいなと思いました。

<引野理事兼生涯学習課長>

そういうふうに図書館からも聞いています。学校や保育所から借りにきてもらうの

で、40冊を80冊に上限を倍に、1箱のところを2箱に、学校側が運んでいかれるのであればそういうふうにしたいなど。なかなか図書館から各学校へ運ぶというのは、人手もあまり多くないし、今は難しいかなと思っています。学校や保育所になるべく自力で運んでいただくことにはなると思うのですが、そういったことを含めて呼び掛けをしていきたいと思っています。

<久下委員>

同じようなことなのですが、今、各学校どういう扱いにされているのかわかりませんが、貸出の時間と返却の時間がありますね、その間に、担任の先生が借りにいって担任の先生が返しに行く学校や、作業員さんが行ってくださる学校もあったりとか、いろいろあると思うのですが、貸出も返却も、忙しい中でなかなか時間が取りにくいというような現状はないでしょうか。

<引野理事兼生涯学習課長>

学校の先生は時間が取りにくい。

<久下委員>

はい。担任が動く場合は、学校が遠ければ、対応がたいへんでは。

<引野理事兼生涯学習課長>

学校側が動きにくいのではないか、対応がしにくいのではないかということですか。

<久下委員>

そういうこともあるのではないかと思います。

<小石原総括指導主事>

小学校の場合でしたら、担任の先生が行かれることはまずありません。

団体貸出については、管理職、または用務員さんをお願いをして、にこにこカーを使って借りにいくというのがほとんどだと思います。ですから、日中、図書館が開いている間に貸し借りに行くというのはそういう状況ができています。

ただ、それにしても大変重たいので、7学級あれば7箱あるわけですから、すごく苦労しているのは事実です。

#### <安達委員>

学校司書について教えていただきたいのですが、京丹後市では学校司書をどのような形でおいておられるのか。専属なのか、先生が教科をしながらその仕事もしておられるのか、ちょっとわからないので教えてください。

#### <上田教育理事>

各校で、司書教諭の資格を持つ先生がおられる場合は、その方を指名して校務分掌に位置づけるというふうになっているのですが、図書室での仕事をしていただくために授業時数を減らすとか、そういう負担軽減までは実際校内でできていない現状もあるかなというふうには見ているところです。

#### <安達委員>

先生にとっては負担がかなり大きいだろうなと思います。図書館みたいに、入ってすぐのところに、面白いから読んでみようと思えるような形でレイアウトしてあると、子どもたちも手に取りやすかったり、内容が少し書いてあったりすると面白そうだなと思ったりするのですが、先生が自分の仕事と図書館とを掛け持ちでされるとということはすごく大変で、やっぱり自分の授業のほうに一生懸命になられると思うので、なかなか大変なことだろうなと思います。何とか時間を融通つけてあげて、図書館を充実できるようにになれば、もっと子どもが明るい雰囲気図書室に引き込まれていくような感じになればよりよいなと感じます。

<小石原総括指導主事>

先ほどありました司書教諭の先生方は、やっぱり図書館教育についてはすごく意欲を持っておられる方がほとんどでして、指名をさせていただくと、学校の図書館教育部といますか、校務分掌としての分掌を受け持っていただくのです。確かに担任をもちながらそういう仕事もするのですけども、ほかの生徒指導部や特別支援教育部と同じように、図書館教育部主任として活躍していただいています。

確かに負担ではあるのですけども、児童会の図書部の子どもたちと一緒に、活動の中でレイアウトを考えたりとか、いろいろな取組みをしていますので、非常に大変ではないと思いますし、できる範囲の中で工夫をしていただいているというのが現状だと思います。

あと、地域のボランティアの方をお願いをして本を修理していただいたりしている学校も、多くはないですがあるというふうに聞いていますので、そういったところが、地域協働本部事業と一緒に動いていけばよいなと思っています。

<安達委員>

表を見ても、小学校では本を借りる子が多く、小さい子ほど本をたくさん借りていて、中学校でがくっと落ちるのですが、中学校も図書館はありますよね。やっぱり中学校になるとクラブが大変になったり、勉強が大変になったりして、本を読む機会が少ないと思います。図書館に行っても、来ているのは幼児を育てている保護者と、シニア層がすごく多いように思います。中学生は、私が行っているところではあまりいないのですが、中学生も実習室が広がったり、資料があったり、勉強の参考になるようなものがあれば、もっと中学生も、体育系以外の子が行こうかなという子が増えるのではないかと思います。その辺はどうでしょうか。工夫次第でもう少し中学生が本好きにならないかなということはありませんか。

<小石原総括指導主事>

安達委員さんのおっしゃるとおりでして、図書室が豊かであれば、読んでみようかなというのは多いと思います。例えば久美浜高校とか、高校には図書館司書の先生がおられて、結構きれいにされていて、いろいろなトピックスなんかも紹介されていて、

そういうところでは子どもたちが図書館を利用しようというところがあると思いますので、実際中学校においても、また、小学校においてもそういう活動が進めば、図書室の本を読もうということにはなっていくと思います。

実は、先ほどから出ています団体貸出の分については、各教室に置いてありますので、いつでも読める。例えばテストが終わったあとに時間があれば読めるので、たぶん子どもたちが一番読んでいるのは団体貸出ではないかと。学校も図書室がコンピューター化されていて、誰が何冊読んだかというのは全部コンピューターで出るようにはなっているのですが、団体貸出の本についてはその冊数の中に入らないので、実際誰がどれだけ読んでいるかというのはわかりませんので、学校でつかんでいる読書数よりはるかに多い本を読んでいると思っています。

<田村委員>

ブックスタートということがあるのですが、本市のブックスタートというのは4ヶ月健診時に1回、カラー刷り資料の3ページに写真があるのですが、こういったものをお渡ししているということでしょうか。

<引野理事兼生涯学習課長>

3ページにある写真は、「おすすめの本」だとか「よみきかせのごあんない」でして、これに加えて実際に絵本を1冊プレゼントしています。今年度は、民間企業のほうで本を提供していただく企業さんがありまして、そこからの提供を受けてこのブックスタートの取組みを行っています。以前は市のほうで予算化をして絵本を1冊ずつ4ヶ月健診のときにプレゼントしていたということで、来年度以降が同じようにできるかどうかというのが、若干わからないところがあるので、この5年間はそういう形で取組みをしていきたいということです。

<田村委員>

より充実した取組みをしていただけたらというふうに私は思っています。新旧対照表の15ページにもありますが、子どもの数が減っている中、冊数で表しているのになかなかあれなのですけど、0から6歳児の部分が増えているというのはその効果が

表れているのだと思います。0歳児に対しての読書というのは、親御さんたちに対してのそういう活動の成果が出ているというふうにとれますので、ぜひこちらのほうも進めていただきたいというふうに思います。

この資料の冒頭にもありますとおり、取り巻く環境の変化というところで電子書籍についてありますし、これから学校でタブレットが1人1台になってきたら、図書館の在り様ももしかしたら変わってくるかもしれませんが、だからこそ図書に触れるとか、本を読むとか、それに対して感想の文章を書く力というのは、この先ものすごく大切になっていくと思いますので、ぜひ、乳幼児といいますか、小さい頃から、特に家庭にその効果が表れるように、そういう取組みの充実をしていただけたらと、お願い申し上げます。

あと、今もちらっと言いましたけど、子どもや人口が減っていく中で、資料が全部、目標も冊数で表されているのですが、学校図書館もコンピューターで管理しているのだったら、パーセントですとか、学校の児童数に対しての割合というような資料のほうが、よりわかりやすいとか、実情を表すデータになってくるとと思いますので、冊数での目標値ではないような、取組み方も必要かなというふうに思います。

<引野理事兼生涯学習課長>

今後の参考にさせていただきます。

<吉岡教育長>

それではお諮りをいたします。

議案第24号「京丹後市子どもの読書活動推進計画第三次推進計画の策定について」につきまして、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

〈吉岡教育長〉

次に、議案第25号「京丹後市学校運営協議会規則の制定について」を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈横島教育次長〉

議案第25号「京丹後市学校運営協議会規則の制定について」を説明させていただきます。

学校運営協議会とは、平成27年12月に取りまとめられた中央教育審議会答申「新しい時代の教育と地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の方策」を踏まえ、学校運営協議会の設置の努力義務化やその役割の充実などを内容とする「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正が行われ、平成29年4月1日から施行された制度です。

子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中、これからの予測困難な社会を生きる力を子どもたちに育むため、学校と地域住民等が力を合わせて学校の教育活動に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための仕組みです。

これは、新学習指導要領の基本的な理念ともなっており、子どもたちが社会とのつながりの中で、人生や社会をよりよくできるという実感を持たせ、未来に向けて力強く進む希望を持たせるために、学校と地域が連携・協働した教育活動を充実させることが求められているということです。

京丹後市では、小中一貫教育の地域とのつながりを強化するため、学園ごとに地域との連携する協議会を設置し、取組みを進めてきました。

その協議会での取組みを発展させ、法律に基づく学校運営協議会を令和2年4月から設置するために規則を制定するものです。

1枚めくって、規則をご覧ください。

この規則は19条の条文と附則で構成されています。

第1条では規則の趣旨を、第2条では、用語の定義を、第3条で協議会の設置を定め、「学校、保護者、地域住民等が相互に密接に連携し、一体となって学校運営の改善及びその所在する地域の特色を生かした学校づくりを進め、乳幼児及び児童生徒の健全育成に取り組むこと」という目的を明らかにしています。

第4条から第7条では、学校運営に関する基本的な方針の承認ほか、学校運営に関



わることを規定しています。

第8条から第14条では、協議会に関することを規定し、協議会の組織をはじめ委員に関すること、役職や会議について、明記しています。

第15条から第17条では、教育委員会と協議会の関わりについて触れており、研修・指導助言・委員の解嘱を規定しています。

第18条に庶務について、第19条に委任について規定しています。

最後に附則として、施行期日を令和2年4月1日とすること、任期の特例、最初の協議会の招集について定めています。

以上よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

<吉岡教育長>

議案第25号を説明させていただきました。

御質問がございましたらお願いします。

<久下委員>

第3条の2行目に、「一体となって学校運営の改善及びその所在する地域の特色を生かした学校づくり」と書いてありますが、これは反対のほうがよいのではないかと感じるのですが。私の意見です。

それから、教えてほしいのですが、第8条の第2項で「教育委員会が委嘱又は任命する」というふうになっていますが、委嘱の部分と任命の部分、この(1)から(4)の中で、どのように違うのか教えてください。

<松本学校教育課長>

まず1点目の第3条のところです。「一体となって学校運営の改善及びその所在する地域の特色を生かした学校づくり」ということで、逆のほうがよいのではというご意見です。どちらを及びで括るかという部分だと思いますが、この学校運営協議会の設置の大きな趣旨が、まず一体となった学校運営、これは地域とともにある学校、ここの大きなところを最初にもってきて、なおかつ、うちの場合は学園ごとに設置を想定しています。先ほど教育次長からありましたように、今の協議会体を発展的に解消して、

この学校運営協議会にしていくというようなところでの、さらに全体があって、あと地域の特色も生かした中で、それらを網羅して学校づくりに取り組んでいくというふうな仕立てにしているということで、何とかご理解がいただけたらと思っています。

2点目です。第8条の委嘱、任命ですが、これも市の例規等でもよくあるのですが、まず委嘱については、いわゆる外部人材、こういった方々に参画いただくときには委嘱をさせていただくと。任命については、ここでは校長あるいは教育職員の的なところになるのですが、教育委員会の中の人材というふうなところでの任命。我々職員もそうですが、内部的には任命という言葉の整理をさせていただく中でこの2つの使い方をしています。

<野木委員>

各校に評議員さんがありますが、その評議員さんというのは来年度も続けてあるわけですか。

<松本学校教育課長>

評議員については、法令に基づく評議員です。次年度も同じく設置をする予定です。評議員さんの役割については、各校の学校評価をしっかりといただくうえで、いろいろ関わっていただくというようなことが大きなところですし、今回のコミュニティスクールの枠組みとしては、学園ごとの参画の整理というふうなことで、学園評価みたいところで今回規定をさせていただくというような、少し違いがある中で、従来どおり評議員さんを設置させていただく予定にしています。

<野木委員>

そうであれば、評議員さんは評議員さんで設置しておいたほうがよいという考えで、もうこの組織の中には評議員は入れないということですね。

<松本学校教育課長>

この協議会には入れないというふうな趣旨ではありません。それぞれの役割が法令

上しっかりあるというふうなことで、今そういう整理をしていますし、今の協議会の中にでも評議員さんに入ってもらっている組織、協議会体もありますので、そういったことも含めて、各学園での人選、構成といったところになります。ですので、今後はその評議員さんも含めて少し整理もして行って、このほうがよいのではないかというふうなことの評価も出てくるかもしれませんが、このスタートの段階では、一応それぞれの役割を分けて、次年度からスタートしたいという思いの中で、規定を整理させていただいています。

<野木委員>

ありがとうございました。今後変更もあるというようなニュアンスで聞かせていただきました。

<吉岡教育長>

今の件ですが、私が思っているのは、評議員はある程度学校評価をしていただくのですが、学校運営協議会のほうは、もう少し進んで、学校の運営自体に意見を言っていただいて、学校の運営のやり方がこれでよいかどうかというようなことについても審議をしていただく場だと思っていまして、第4条に基本的な方針の承認というのがあるのですが、学校の考え方を承認する場です。ですから、評議員よりは少し内容に突っ込んだ話をしていただく会議だというふうに思っています。

<野木委員>

今の教育長のお話だと、この委員会で、学校の活動というか方針を変更することもあり得るということですか。

<吉岡教育長>

最終的な変更は学校がすることだと思いますが、よいか悪いかというような意見はいただく場だというふうに思っています。

<吉岡教育長>

それではお諮りをいたします。

議案第25号「京丹後市学校運営協議会規則の制定について」につきまして、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<吉岡教育長>

次に、議案第26号「京丹後市一時預かり事業実施要綱の一部改正について」を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

<横島教育次長>

議案第26号「京丹後市一時預かり事業実施要綱の一部改正について」を説明させていただきます。

この改正は、令和2年4月から開始する京丹後市立保育所及びこども園での完全給食実施に伴い、一時預かり事業を利用する3歳児以上の児童に対して主食を提供することから、給食費の見直しをするため所要の改正を行うものです。

3枚目の新旧対照表をごらんください。

別表第2（第13条関係）の3歳以上児の給食費は、現行では200円ですが、保育所・こども園の3歳以上児の給食費は副食費4,600円と主食費400円の合計5,000円であり、公平性を保つため、1日の金額を250円に改正するものです。

附則で、この告示は令和2年4月1日から施行することとし、その経過措置として、告示の施行の目前に実施した一時預かり事業に係る利用料については、なお従前の例によるとしています。

以上よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

<吉岡教育長>

議案第26号を説明させていただきました。  
御質問等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

それではお諮りをいたします。

議案第26号「京丹後市一時預かり事業実施要綱の一部改正について」につきまして、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<吉岡教育長>

次に、議案第27号「京丹後市臨時休園等に伴う保育料等の特例に関する規則の制定について」を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

<横島教育次長>

議案第27号「京丹後市臨時休園等に伴う保育料等の特例に関する規則の制定について」説明をさせていただきます。

国では、令和2年2月27日の子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令により、施設型給付費等負担対象額を日割りによって計算する内閣府令で定める事由として「災害その他緊急やむを得ない」場合として内閣総理大臣が定める場合に該当し、また、同日公布の内閣府令第18号により内閣総理大臣が定める場合として「新型コロナウイルス感染症により臨時に休園等をする場合」とされました。

この内閣府令改正等に伴い、本市の保育所・こども園の保育料及び預かり保育の利用料について、本来入退所以外は日割り計算を行いませんが、新型コロナウイルス感染症対策による臨時休園等の日数を除いて日割り計算により算出することができるようになりました。

京丹後市では、こども園・保育所等は休園をしていませんが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、自宅等で子どもの養育を行うこととし、自主的に登園しなかった場合も対象となるため、国の通知に従い、保育所・こども園の保育料及び認定こども園預かり保育料を保護者に還付等ができるよう新たに特例の規則を制定するものです。

この規則は、5条の条文と附則からなります。

第1条に目的、第2条に定義を規定し、第3条保育料等の特例の、第1項で保育料の額の算出方法を定め、第2項で差額の取扱いについて、定めています。

第4条は臨時休園等の決定を定め、最後の第5条その他を置いています。

附則で、この規則は、公布の日から施行し、令和2年3月3日以後の臨時休園等について適用するとしています。

具体的には、一旦通常の保育料を収めていただき、欠席理由が感染予防による自主的な欠席であることを確認したうえで、日割り計算を行い、差額の還付等をする事になります。

以上、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

<吉岡教育長>

議案第27号を説明させていただきました。

御質問等がございましたらお願いします。

<野木委員>

先ほどの説明で、自主的休園の場合もこの対象になるのだという話だったのですが、自主的なのか、何かトラブルがあって休むのか、それはどのあたりで判断するのですか。

〈横島教育次長〉

欠席の場合は、特にこのコロナの関係で健康観察を毎日することになっていますので、その園・保育所の所長さんなり園長さんなりが、子どもさんの様子を電話で聞くときに、どういった理由ですかという確認ができるということになるので、所長・園長が理由を確認して判断するという形になります。

〈田村委員〉

法令について詳しくないので教えていただきたいのですが、今回のこの規則というのは、いつまでという期限はあるのですか。

〈服部子ども未来課長〉

この法令についての、期限というのは定めてありません。休園になった期間ということになっていますので、該当がある場合はその期間ずっと対象になるということです。それぞれの市町村によって状況も変わってきますので、新型コロナウイルスで閉園すると、自粛要請が出ているというようなことになると、この保育料の減免というようなことになります。

〈田村委員〉

ということは、今回のこれが一旦収まって、また5年後とか数年後に新型コロナウイルスというのが出てきたら、これを当てはめることができるということですか。

〈服部子ども未来課長〉

時限立法にしていませんので、今後この事象による休園等があった場合は、これが適用されるということになると思います。

<田村委員>

新型コロナウイルス感染症という言い方のほうがよいのでしょうか。流行性なんかとか。

<服部子ども未来課長>

この名称なのですが、今現在国のほうでは政令自体がこの名称になっていますので、この名称になっています。

<吉岡教育長>

暫時休憩します。

— 休憩中 —

<吉岡教育長>

休憩を閉じて再開します。

<吉岡教育長>

それではお諮りをいたします。

議案第27号「京丹後市臨時休園等に伴う保育料等の特例に関する規則の制定について」につきまして、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

<全委員>



異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<吉岡教育長>

以上で本日の議事はすべて終了させていただきました。

続いて3のその他ということで、何かありましたらお願いしたいと思います。

<吉岡教育長>

ないようでしたら、以上で第7回京丹後市教育委員会臨時会を閉会いたします。御苦勞様でした。

<閉会 午後3時00分>

[ 4月定例会 令和2年4月 3日(金) 午後1時30分から ]